

射水市における行財政改革 の推進に向けた第2次提言

平成21年2月27日
射水市行財政改革推進会議

はじめに

射水市行財政改革推進会議（以下「推進会議」という。）では、平成20年1月に市単独補助金や事務事業の見直しなどを求めた「射水市における行財政改革の推進に向けた提言」を市長に提出いたしました。

これを受けて、市では、提言内容を踏まえて、行財政改革の取組が進められています。

さて、世界的な金融危機に伴い、我が国の経済は深刻な状況にあり、市を取り巻く財政環境は、今後一段と厳しくなるものと予想されます。

このため、引き続き、行財政改革を実行し、市の行財政基盤を強化しなければならぬことは言うまでもありません。

推進会議では、昨年につき、市が重点課題として位置付けた、以下の5項目について審議を重ね、第2次提言として取りまとめました。

【重点課題】

受益者負担の適正化について

市民窓口業務の在り方について

環境に配慮した行政運営について

外郭団体等の見直しについて

市民協働の推進について

射水市におかれては、本提言の内容を十分尊重され、今後の市政運営に反映されることを期待します。

平成21年2月27日

射水市行財政改革推進会議
会長 島田 重太郎

1 受益者負担の適正化について

財政の健全化及び住民間における負担の公平性の観点から、特定のサービス利用によって、特に利益を受ける者には、応分の負担を求めるという受益者負担の原則を踏まえ、その適正化のために下記の取組を推進されたい。

(1) コストの対象範囲と算定方法の明確化

受益者負担（使用料、手数料等）の設定に当たって、対象となるコストの範囲、算定方法について明確にすること。

(2) 公費と受益者の負担割合の明確化

サービスの性質に応じた公費と受益者の負担割合の基準を定めること。

(3) 無料施設の有料化

現在、無料としている施設について、有料化を基本とすること。

(4) 減免基準の明確化

現在、それぞれのサービスによって異なっている減免の取扱いについて、施設の類型に応じ適切な基準を定めること。

2 市民窓口業務の在り方について

本市では、各行政センターにおいて基本的な窓口サービスを実施しているが、効率性や専門性といった点で問題がある。また、本市の財政状況や定員の適正化、現在議論されている統合庁舎の建設を考慮した場合、今後現状のサービスの在り方を継続することは適当ではない。

このため、市役所内に窓口サービスの在り方に関する検討会議を設置し、コンパクトな本市に合った効果的・効率的な窓口サービスについて早期に検討を進められたい。

なお、検討に当たっては、今後ますます進展する高齢社会等を見据えた対応に十分配慮されたい。

3 環境に配慮した行政運営について

本市の環境行政の基本的な考え方を示す環境基本計画を早急に策定されたい。

また、現在実施している諸施策をより推進するとともに、その過程にお

いては、数値目標及び進ちよく状況を広く市民に周知し、市民一人ひとりが身近なところから主体的に取り組む機運づくりと、広く意見を求め施策に反映されるような対策を実施されたい。

4 外郭団体等の見直しについて

外郭団体等^()については、下記の項目に留意しながら、抜本的な改革を断行されたい。

(1) 外郭団体の主体性の尊重

外郭団体等が主体性を持って取り組むよう、「事業の必要性」、「民間との比較」、「経営上の課題」、「団体の必要性」等の観点から検証し、指導助言を行うこと。

(2) 外郭団体の自主性の確立

「市の関与の必要性」についての検証に当たっては、設立の経過、現状を十分考慮し、外郭団体等が、自主的に効率的な経営体制を確立することができるよう配慮すること。

「外郭団体等」の定義

法人格を有し、本市の出資等の比率が25%以上の団体及び本市が継続的に人的支援や財政的支援を行っている団体とする。

5 市民協働の推進について

市民と行政との協働を実効性のあるものとするのが、より健全かつ市民満足度の高い行政運営に結びつくとともに、行財政改革の推進につながることに広く周知し、市民意識の高揚に努められたい。

市民と行政とがそれぞれの役割と責任を認識し、よきパートナーとして、「射水市協働のまちづくり基本指針」に基づき、連携協力して協働のまちづくりに取り組まれたい。

なお、市職員は、地域住民であるということを十分認識し、自主的、積極的に市民協働の推進に取り組まれたい。